令和６年８月１日改正
令和７年４月２２日改正
令和８年９月１日改正

服装健康保険組合及び健康保険組合連合会が共同で実施する高額医療交付金交付事業の公表について

服装健康保険組合（以下、「当組合」といいます。）が保有する個人データについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号）第２７条第１項の規定を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者へ提供してはならないこととされています。

ただし、同条第５項第３号においては、特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的ならびに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときは、個人データの第三者提供には該当しないこととされています。

当組合では、被保険者および被扶養者（以下、「加入者」といいます。）の皆様に高額な医療費が発生した場合に健康保険組合連合会（以下、「健保連」といいます。）が実施する高額医療交付金交付事業（以下、「高額医療事業」といいます。）から医療費の助成を受けておりますが、この事業の実施にあたり、加入者の皆様が医療機関を受診された際に医療機関から当組合へ送付される診療報酬明細書および調剤報酬明細書（以下、「レセプト」といいます。）のデータを健保連と共同利用いたしますので、以下のとおり公表いたします。

１　高額医療事業の共同実施について

当組合と健保連は、健康保険法附則第２条に基づく高額医療事業を実施するため、加入者のレセプトおよびレセプトの個人データ（氏名、性別、本人・家族の別入院・外来の別、診療年月、請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細データ」または「交付金交付申請総括明細書」を健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループへ提出します。

２　共同利用する個人データの項目について

１の「交付金交付申請総括明細データ」または「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目

３　レセプトデータを共同利用する者の範囲について

・服装健康保険組合　　業務課　審査係担当職員

・健康保険組合連合会　健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループ

・業務委託先　　公益財団法人日本生産性本部　ICT・ヘルスケア推進部
および協力会社

・再委託先　　株式会社 NTT データ第四公共事業本部ヘルスケア事業部

４　レセプトデータを共同利用する者の利用目的について

当組合は、健保連から医療費の助成を受けるためにレセプトデータを利用します。
健保連組合サポート部交付金交付事業高額医療グループは、当組合へ医療費の助成交付を行うために利用します。
また、特に高額であるレセプトについては、個人情報を除いたうえ、金額、主病名などについて公表することにより、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。

５　レセプトデータ等の管理責任者の氏名または名称および住所ならびに法人の代表者氏名

服装健康保険組合　　東京都文京区本駒込６－２－１９
理事長　白石正裕
管理責任者　業務課　課長